

計画期間：令和8年度から令和12年度まで

＜廃棄物に関する最近の動向＞

- 1 循環型社会形成の鍵として「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」が前面に打ち出される。
(第5次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～R6.8.2閣議決定)
- 2 「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（R7.3.25閣議決定）」により食品ロス削減目標がより高く変更された。
⇒ 削減目標（H12比でR12まで）：家庭系食品ロス50%減（R12前の早期達成を目指す旨追記） 事業系食品ロス60%減（変更前50%減）
- 3 令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理に関する課題の顕在化
⇒ 長野県地震防災対策強化アクションプラン（R6.9）に基づき災害廃棄物処理の体制確保に取り組んでいる。

＜主な見直しポイント＞

1 高い数値目標の設定

例) 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 R12年度目標値 740グラム（考え方：R5年度全国最少値（749g）以下を目指す。）
食品ロス発生量 R12年度目標 5万トン（考え方：R5年度比15%減）

【主な該当項目】数値目標（第2章第2節）

2 循環経済への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに記載

しあわせ信州創造プラン3.0を踏まえつつ、地域の特性を活かし、廃棄物分野だけでなく製品の製造段階等を含め幅広い分野の取組を促進

【主な該当項目】循環経済への移行の推進（第4章第5節）

3 食品ロスの削減に関する記載を充実

新たに食品ロス等発生量の県内推計値を記載・数値目標を設定
生産・製造から消費までの各段階における消費者、事業者、県・市町村等の取組を整理

【主な該当項目】数値目標（第2章第2節）、食品ロス削減の推進（第4章第6節）

4 災害廃棄物の処理に関する記載を充実

災害廃棄物の仮置場確保、公費解体・撤去の円滑化、各種連携体制の維持・強化等の平時の事前準備を強調

【主な該当項目】災害時の適正処理体制の確保（第5章第2節）

5 社会的課題となっている事項について、社会の動向等を踏まえ記載

太陽光パネルのリサイクルの促進・適正処理の確保
プラスチック資源循環促進法（R4.4施行）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の促進
使用済リチウムイオン電池等の適正処理の確保
金属スクラップ等の適正処理の確保 等

【主な該当項目】適正な再生利用（リサイクル）の推進（第4章第3節）、廃棄物の適正処理の確保（第5章第1節）

※このほか、全体的に、これまでの取組状況や最近の資源循環を取り巻く状況を踏まえ、内容を見直し・更新する。

目指す将来像

大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、廃棄物の有効活用により天然資源の消費を抑制し、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」

第1章 総論

●計画の位置付け

- ・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画
- ・食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画
- ・環境省通知に基づくごみ処理広域化・集約化計画

●計画期間

R8年度からR12年度

※ごみ処理広域化・集約化計画はR3年度からR12年度

●施策の方向性

- ・資源循環の推進
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・パートナーシップによる課題解決

第2章 廃棄物の現状と目標

●長野県の現状

〈主な数値〉(令和5年度)

区分		R5
一般 廃棄物	総排出量(千t)	572
	1人1日当たり排出量(g)	770
	リサイクル率(%)	22.0
	最終処分量(千t)	23
産業 廃棄物	排出量(千t)	4,407
	最終処分量(千t)	70
	出口側の循環利用率(%)	37.4
食品 ロス	家庭系食品ロス発生量(千t)	36
	事業系食品ロス発生量(千t)	24

●数値目標

〈主な数値目標〉(令和12年度)

区分		R12
一般 廃棄物	総排出量(千t)	523
	1人1日当たり排出量(g)	740
	リサイクル率(%)	25.0
	最終処分量(千t)	21
産業 廃棄物	排出量(千t)	4,400
	最終処分量(千t)	63
	出口側の循環利用率(%)	41.0
食品 ロス	家庭系食品ロス発生量(千t)	30
	事業系食品ロス発生量(千t)	20

第3章 各主体の役割

県民：4Rの取組、一般廃棄物の適正排出

事業者等：4Rの取組、産業廃棄物の適正処理

市町村等：4Rの推進、一般廃棄物の適正処理

県：4Rの推進、産業廃棄物の適正処理

第4章 資源循環の推進 ※4R：3R（リデュース、リユース、リサイクル）+リプレイス

第1節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

●一般廃棄物のリデュース

- ・信州プラスチックスマート運動の推進（マイバッグ等の普及、給水スポット上の利用促進、過剰包装の削減等）
- ・事業系一般廃棄物の減量化（市町村等と連携した減量化の呼び掛け等）
- 産業廃棄物のリデュース
 - ・排出事業者の自主的な発生抑制（多量排出事業者等の廃棄物処理計画、SDGs推進企業登録制度、排出事業者向けの研修会の開催等）
 - ・発生抑制に繋がる製品開発等への支援（資源循環に配慮した製品開発への支援等）
 - ・環境マネジメントシステムの導入（事業者の導入に向けた普及啓発等）
 - ・空き家等の有効活用（中古住宅の住宅診断への補助等）

第2節 使用済み製品の再使用（リユース）の推進

- ・リユースイベント等の広報、市町村への先進事例の情報提供
- ・各主体の取組（製品の修理・長期使用、リユースショップ・フリマアプリ・リペアカフェ等の活用、自社製品の回収・循環システム構築、リユースしやすい製品の開発、行政とリユース事業者の連携等）

第3節 適正な再生利用（リサイクル）の推進

- ・各種リサイクル法等の推進（容器包装、プラスチック製品、家電・小型家電製品、建設系廃棄物、小型二次電池・パソコン等）
- ・太陽光パネルのリサイクルの推進（廃棄物処理業者へのリサイクル技術等に関する情報提供等）
- ・適切な分別排出の推進（分別排出の呼び掛け、市町村への情報提供等）
- ・自主的なリサイクルの推進（信州リサイクル製品の普及、各種リサイクルの取組促進、動脈連携促進）

第4節 代替素材への転換（リプレイス）の推進

- ・信州プラスチックスマート運動の推進（協力事業者の紹介、循環型社会形成推進功労者表彰、可燃ごみ用指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの導入促進）
- ・代替素材を使用した製品の開発・普及の促進（製品開発等への支援体制構築、プラスチック製等から木製（県産材）へ転換する取組の普及啓発、生分解性マルチの耐久性等の試験研究等）
- ・各主体の取組（再生利用可能な素材等の使用製品の選択、レジ袋・宿泊施設のアメニティ等におけるバイオマスプラスチックの使用等）

第5節 循環経済への移行の推進 新

- ・循環経済についての認識の浸透・気運醸成（社会的認知度の向上、事業者・大学等と連携したビジネスモデル創出・磨き上げ、動脈・静脈産業の事業者間交流の機会設定、建設副産物の分別解体・再資源化推進及び再生資源の利用促進等）
- ・循環経済への移行に向けた事業者支援・製品の普及（資源循環に配慮した材料・製品の設計・製造技術開発への支援、県産農畜産物等の付加価値を付加する商品づくり・食品のアップサイクル等への支援、下水汚泥の有効活用、信州の環境にやさしい農産物認証等）

第6節 食品ロス削減の推進 拡

- ・食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～（登録店舗の取組促進、食べ残し持ち帰り推進、30・10運動、消費・賞味期限間近の食品購入の呼び掛け）
- ・未利用食品の有効活用の呼び掛け（県庁舎等でのフードドライブ、フードバンク活動活性化）
- ・食品関連事業者等の取組支援（未利用資源の利用促進、商慣習見直し等の取組への消費者理解促進）
- ・食品ロスについての教育及び学習の振興（小学校での食品ロスを題材にした環境教材の活用、農産物のエシカル消費を発信、食育の推進等）
- ・食品ロス削減に資する情報の発信、食品ロスの内容・発生要因等の分析
- ・各主体の取組（消費者による日常生活の各場面における行動の実践、事業者による生産から消費までの各段階における取組、市町村による支援等）

第7節 環境教育等の推進

- ・環境教育・環境学習等（信州環境カレッジ、食育・エシカル消費、施設見学・リサイクル体験、こども記者体験・長野県政出前講座、ポスター・コンクール等）
- ・環境美化活動（きれいな信州環境美化運動、アダプトシステム・愛護活動）

第5章 廃棄物の適正処理の推進

第1節 廃棄物の適正処理の確保

●廃棄物の適正処理の確保

- ・一般廃棄物の適正処理（高齢者世帯等のごみ出し支援、観光地のごみ対策支援、使用済リチウムイオン電池等の適正処理、不用家電品等の適正処理・金属スクラップ等の取扱事業者への指導）
- ・産業廃棄物の適正処理（マニフェスト制度の周知、立入検査の実施、不適正処理への厳正な対応）
- ・廃棄物条例の運用
- ・特定有害産業廃棄物等の適正処理（PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等）

●廃棄物の適正処理基盤の整備

- ・一般廃棄物処理施設整備（施設整備への支援、広域化・集約化の推進）
- ・産業廃棄物の適正な処理体制（厳正適切な許可事務・監視指導等）

第2節 災害時の適正処理体制の確保 拡

- ・平時における事前準備の促進（災害廃棄物の仮置場確保、公費解体・撤去の円滑化、各種連携体制の維持・強化等）
- ・災害発生時の対応（各主体と連携した被災市町村支援等）
- ・各主体の取組（事前準備の推進、事業継続計画（BCP）の作成、住民の協力等）

第3節 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・一般廃棄物の不法投棄等の防止（地域住民・市町村・警察との連携強化、市町村への先進事例・有効事例の情報提供、環境美化活動を通じたごみのポイ捨て・不法投棄防止対策の呼び掛け、野外焼却禁止に関する周知・呼びかけ）
- ・産業廃棄物の不法投棄等の防止（不法投棄監視連絡員のパトロール等、DXの活用等の効率的な情報収集体制作り等）

長野県廃棄物処理計画（第6期）素案（中間報告案）における数値目標の考え方

区分	現状	R12年度目標値	考え方
一般廃棄物	1人1日当たりのごみ排出量	770 g (R5年度)	740 g 全国最少水準以下を目指す。(R5年度全国最少: 749g)
	総排出量	572千t (R5年度)	523千 t 1人1日当たりの排出量(740g) × 人口推計 × 365日 (R5年度比約10%削減)
	リサイクル率	22.0% (R5年度)	排出量の減少下でも資源回収量の増加を図り、全国トップ3水準 (R5年度全国3位: 24.9%)を目指す。(R5年度全国8位)
	プラスチック使用製品廃棄物の分別回収（一括回収を含む）の実施市町村数	18市町村 (R6年12月)	77市町村 (全市町村) R4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック資源循環体制の更なる強化が求められていることから、全市町村における分別回収の実施を目指す。
	最終処分量	23千t (R5年度)	再資源化を推進し、総排出量と同程度の削減(約10%削減)を目指す。
産業廃棄物	排出量	4,407千t (R5年度)	排出抑制を推進し、R5年度水準より増加させない。
	最終処分量	70千t (R5年度)	再資源化を推進し、R5年度比約10%削減を目指す。
	出口側の循環利用率※	37.4% (R5年度)	再資源化を推進し、R5年度比約10%増加を目指す。
食品ロス	家庭系食品ロス発生量	36千t (R5年度)	30千t さらなる減量化を進め、一般廃棄物の総排出量以上の削減(約15%削減)を目指す。
	事業系食品ロス発生量	24千t (R5年度)	20千t
その他	災害廃棄物の仮置場の候補地を選定済の市町村数	55市町村 (R6年度)	77市町村 (全市町村) 全市町村において候補地を選定する。
	発災時に備えた訓練（初動対応の図上演習、災害廃棄物の仮置場の設置訓練等）の実施	—	県内4地区（東信・南信・中信・北信）で各2回実施 計画期間中に県内市町村が訓練に参加する機会を設ける。

※再生利用量と金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量の合計を排出量で除した数値